

# 令和5年度 保険料率について

---

令和5年1月16日

## 〈目次〉

- I 令和5年度 健康保険料率について
- II 令和5年度 介護保険料率について
- III 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール  
(現時点での見込み)

# I 令和5年度 健康保険料率について

## 令和5年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

### ➤ 算定の前提となる事項

- 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は**10%**
- インセンティブ分の加算額は、**0.01%**に変更
- **4月納付（3月賦課）分**の保険料率から新たな保険料率に変更

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	① 112,466	④ ▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	② 110,334	⑤ 1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	③ 2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 収支見込み(令和5年度)の概要

平均保険料率を**10%**で維持前提のもとで、収入(総額)が①**約11.2兆円**、支出(総額)が②**約11.0兆円**と見込まれ、単年度収支差は約③**2,100億円**の見込み

&lt;収入の状況&gt;

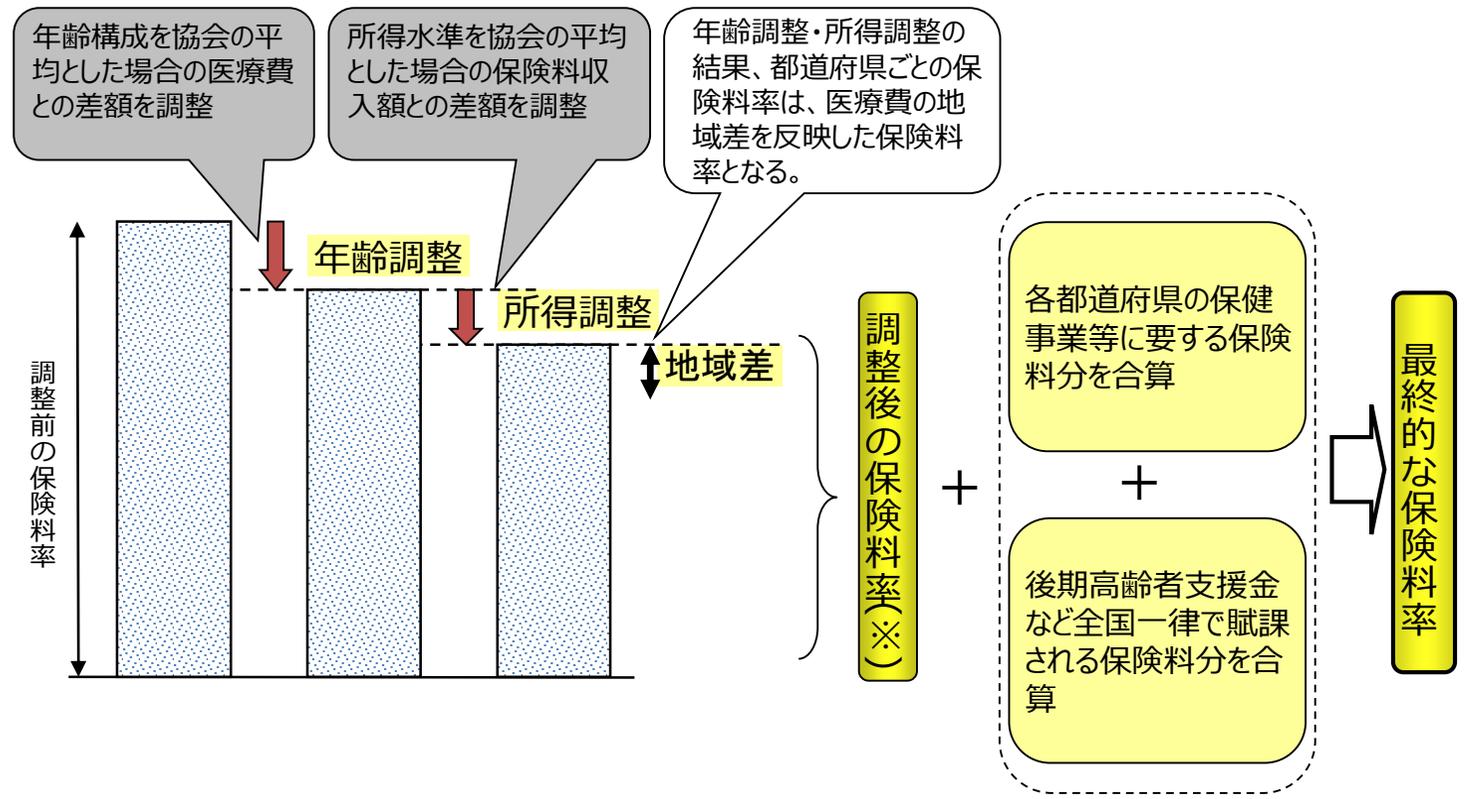
収入(総額)は、令和4年度(直近見込み)から④**900億円**の減少となる見込み

&lt;支出の状況&gt;

支出(総額)は、令和4年度(決算見込み)から⑤**1,400億円**の増加となる見込み

# 保険料率の算定方法について

- ① 令和3年度の各都道府県別の医療給付費、年齢階級別、加入者数、総報酬等をもとに、  
 支部ごとの療養の給付等に要する額を算出
- ② 年齢調整、所得調整を行う
- ③ 共通料率（全国一律）を加算する
- ④ 令和3年度の支部別収支（実績）に基づく精算分を反映
- ⑤ インセンティブ制度による加減算分を反映



## 支部ごとの医療給付費にかかる部分

支部医療給付費

(令和5年度見込み)

支部総報酬額

(令和5年度見込み)

支部ごとの療養の給付等に要する  
保険料率（年齢・所得調整前）

$$\frac{53,046,729,516\text{円}}{876,539,937,278\text{円}} = 6.05\% \quad (\text{全国平均}5.36\%)$$



宮崎支部の医療給付費についての保険料率は全国で14番目に高い

### 〈 前年度との比較 〉

	令和4年度	令和5年度	差
宮崎支部医療給付費 ① (料率セット時見込み) (百万円)	53,924	53,047	-877 (-1.63%)
宮崎支部総報酬額 ② (料率セット時見込み) (百万円)	874,589	876,540	1,951 (+0.22%)
支部医療給付費についての料率 ①/②	6.17	6.05	-0.12%

# 年齢調整および所得調整

**1.年齢調整** ⇒年齢構成を協会の平均と比較した場合の医療費との差額を調整する。

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費 × 宮崎支部加入者数  
 $= 132,219\text{円 (令和5年度見込み)} \times 405,311\text{人} = 53,589,815,109\text{円} \dots (A)$

- 宮崎支部年齢階級別の加入者数に  
 全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費を乗じた額を合計した額

年齢構成	宮崎支部加入者数 (5年度見込み) (人)	全国平均の医療給付費 (5年度見込み) (円)	加入者×医療給付費 (円)
0～4歳	20,538	180,992	3,717,213,696
5～9歳	24,759	81,291	2,012,683,869
10～14歳	26,662	69,642	1,856,795,004
15～19歳	25,923	61,325	1,589,727,975
20～24歳	24,270	58,989	1,431,663,030
25～29歳	22,293	71,166	1,586,503,638
30～34歳	25,018	80,825	2,022,079,850
35～39歳	31,120	86,583	2,694,462,960
40～44歳	35,056	96,388	3,378,977,728
45～49歳	37,514	116,232	4,360,327,248
50～54歳	32,019	146,073	4,677,111,387
55～59歳	30,555	184,124	5,625,908,820
60～64歳	33,227	228,710	7,599,347,170
65～69歳	23,236	284,826	6,618,216,936
70～74歳	13,121	402,290	5,278,447,090
計	405,311	-	54,449,466,401

… (B)

- 年齢調整額… (A) - (B) = -859,651,292円

- 年齢調整率 =  $\frac{\text{年齢調整額}}{\text{宮崎支部総報酬額 (令和5年度見込み)}} = \frac{-859,651,292\text{円}}{876,539,937,278\text{円}} = \mathbf{\blacktriangle 0.098\%}$

⇒年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「年齢構成の高い支部」に該当するため、**保険料率を下げる方向に調整される。**

## 2.所得調整 ⇒所得水準を協会の平均と比較した場合の保険料収入額との差額を調整する。

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{宮崎支部の総報酬額 (令和5年度見込み)}}{\text{全国の総報酬額 (令和5年度見込み)}} \\ & = 5,335,167,868,498\text{円} \times \frac{876,539,937,278\text{円}}{99,488,993,520,000\text{円}} = 47,005,076,073\text{円} \quad \dots (C) \end{aligned}$$

- 全国平均の加入者1人当たりの医療給付費に宮崎支部の加入者数を乗じた額

$$\begin{aligned} & \text{全国平均の加入者1人当たり医療給付費} \times \text{宮崎支部加入者数} \\ & = 132,219\text{円} \times 405,311\text{人} = 53,589,815,109\text{円} \quad \dots (D) \end{aligned}$$

- 所得調整額… (C) - (D) = -6,584,739,036円

$$\begin{aligned} \bullet \text{所得調整率} &= \frac{\text{所得調整額}}{\text{宮崎支部の総報酬額 (令和5年度見込み)}} = \frac{-6,584,739,036\text{円}}{876,539,937,278\text{円}} = \mathbf{\Delta 0.751\%} \end{aligned}$$

⇒ 所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「所得水準の低い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

## 共通料率を加算

	令和4年度	令和5年度	差
共通料率 (A + B - C)	4.71%	4.64%	-0.07%
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90%	4.10%	0.20%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.84%	0.56%	-0.28%
C. 収入等の率	0.03%	0.02%	-0.01%
第1号平均保険料率	5.29%	5.36%	0.07%
計	10.00%	10.00%	

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

### 【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 4.10\%$$

※第2号経費  
⇒現金給付費、前期高齢者納付金、  
後期高齢者支援金等

### 【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.56\%$$

※第3号経費  
⇒業務経費、一般管理費、準備金積立等

### 【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.02\%$$

※収入等見込額  
⇒日雇い保険料収入、雑収入等

## 令和3年度の支部別収支（実績）に基づく精算分を反映

⇒令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度の都道府県毎の収支決算における収支差について清算する必要がある。

令和3年度の宮崎支部の収支差は約6億8,400万円のプラスとなり、その額は収入に加算される。

$$\begin{array}{l} \text{精算部分の} \\ \text{保険料率換算} \end{array} = \frac{\text{令和3年度宮崎支部収支差}}{\text{宮崎支部の総報酬額} \\ \text{(令和5年度見込み)}} = \frac{683,932,764\text{円}}{876,539,937,278\text{円}}$$



精算部分の料率は、**0.078%減算**

令和3年度の収支差が収入に加算されるため、保険料率を**下げる方向に働く**

# インセンティブ制度による加減算分を反映

⇒加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

加算額

**87,246,301円**

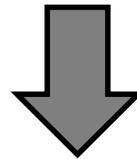
(令和3年度宮崎支部総報酬額の実績×0.01%)

減算額

**114,048,483円**

(令和3年度インセンティブ制度(21位)における報奨金)

$$\text{インセンティブ制度部分の保険料率換算} = \frac{\text{加減算額}}{\text{宮崎支部の総報酬額 (令和5年度見込み)}} = \frac{-26,802,182\text{円}}{876,539,937,278\text{円}}$$



インセンティブ制度による部分の料率は、**0.003%減算**

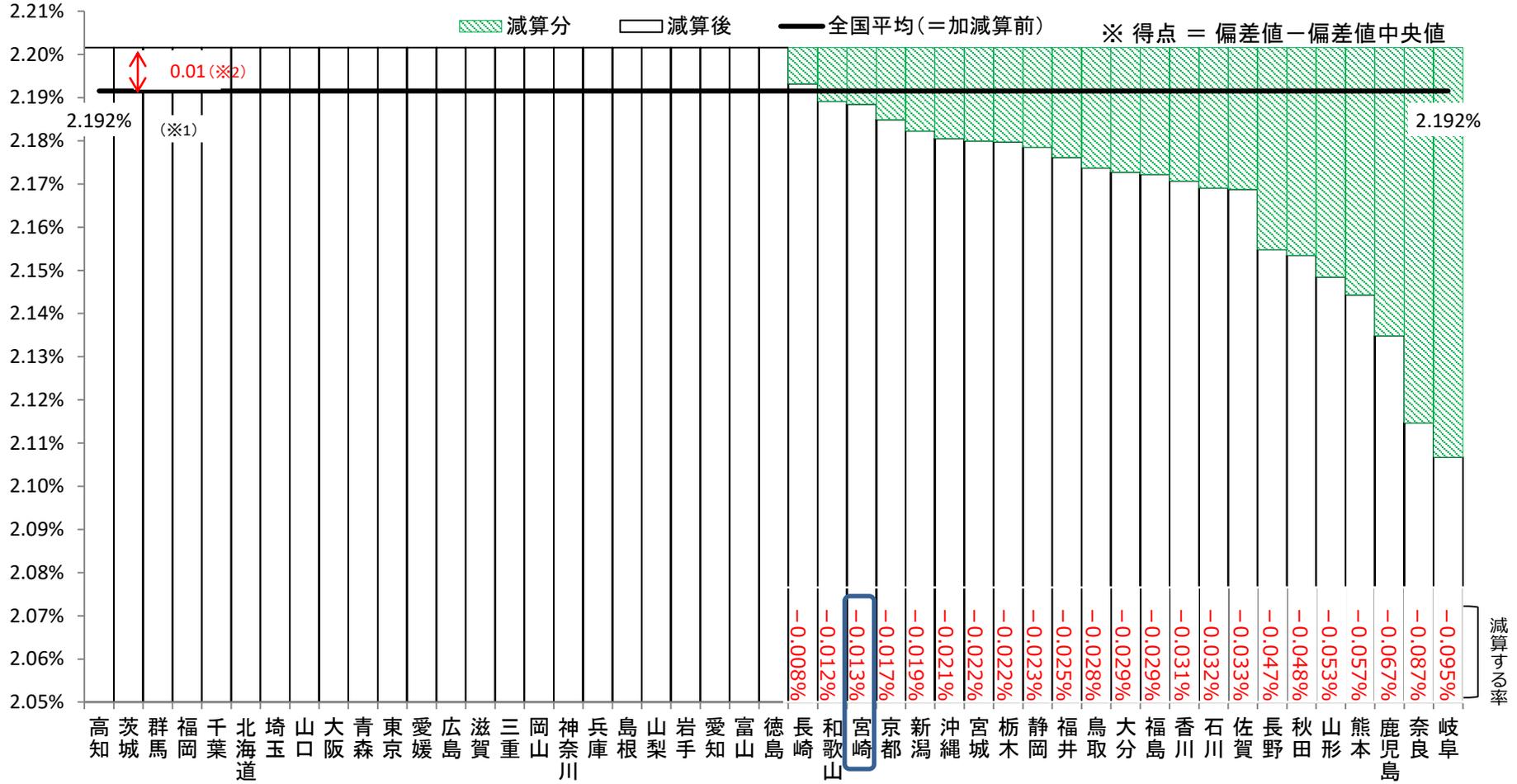
加算額より減算額が大きいため、保険料率を下げる方向に働く

# (参考) 令和3年度実績(4月~3月確定値)のデータを用いた試算

## 【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和5年度保険料率の算出に必要な令和5年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和5年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和5年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和5年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和3年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率(2.192%)で仮置きしている。  
 ※2 令和5年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和3年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和5年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で仮置きしている。

# 令和5年度宮崎支部保険料率

宮崎支部における医療給付費についての調整前の所要保険料率・・・6.05% <sup>①</sup> (全国平均 5.36%)  
 【R4年度・・・6.17% (全国平均 5.29%)】

調整計 ▲0.85%

年齢調整▲0.10%

所得調整▲0.75%

宮崎支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率・・・ **5.20%** <sup>②</sup>



全国一律の部分・・・ **4.64%** <sup>③</sup>

精算部分・・・ **▲0.078%** <sup>④</sup>

インセンティブ制度による部分・・・ **▲0.003%** <sup>⑤</sup>

$$\text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 5.20\% + 4.64\% + \text{▲}0.078\% + \text{▲}0.003\% = 9.76\%$$

令和5年度における宮崎支部保険料率 **9.76%**

【宮崎支部保険料率の推移（平均保険料率は10%）】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
宮崎支部 保険料率 (%)	10.01	10.01	9.98	9.95	9.97	9.97	10.02	9.91	9.83	10.14

- 10.14%から令和5年4月以降に9.76%へ引き下げた場合の保険料負担の影響  
 （被保険者1人当たり、労使折半前）

**例：標準報酬月額 300,000円（30,420円 → 29,280円）【▲1,140円】**

# (参考) 令和5年度保険料率における料率別支部数と令和4年度からの変化

令和5年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

20

26

宮崎

令和5年度都道府県単位保険料率の  
令和4年度からの変化 (暫定版)

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

13

33

宮崎

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、  
「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）  
の増減である。

## Ⅱ 令和5年度 介護保険料率について

### 介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は介護納付金が1兆1,135億円（前年度比+641億円）となった。令和4年度末に見込まれる不足分（▲217億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した結果、**介護保険料率は1.82%**となる。（4月納付分から変更）

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

- 1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の介護保険料負担の影響  
（被保険者1人当たり、労使折半前）

**例：標準報酬月額 300,000円（ 4,920円 → 5,460円）【差 540円】**

# 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 【介護納付金、介護保険料率の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護納付金 (億円)	10,130	10,671	10,303	10,291	10,494
介護保険料率 (%)	1.57	1.73	1.79	1.80	1.64

# Ⅲ 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み)

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: center;">1/30</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款変更〈付議〉 (令和5年度都道府県単位保険料率等の決定)</li> </ul>	<div style="text-align: center;">2/20 (予備日)</div>	<div style="text-align: center;">3/23</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度事業計画・予算〈付議〉</li> </ul>
支部評議会	<div style="text-align: center;">支部長からの 意見の申出</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度都道府県単位保険料率</li> <li>・ 令和5年度支部事業計画案</li> <li>・ 令和5年度支部保険者機能強化予算案</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度支部事業計画</li> <li>・ 令和5年度支部保険者機能強化予算</li> </ul> <p>※ 3月に評議会を開催しない支部においては、適宜、評議員へ報告すること。</p>
その他	<div style="text-align: center;">更なる保健事業広報等</div>		
		<div style="text-align: center;">保険料率の広報等</div>	
(備考) 国		<div style="text-align: center;">保険料率 の認可等</div>	<div style="text-align: center;">事業計画、 予算の認可等</div>

◆ 運営委員会の議題については、令和4年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

# (参考)第120回運営委員会資料

(令和4年12月16日開催)

## 1. 平均保険料率

### 《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
  - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
  - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
  - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
  - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

**【論点】**

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 令和4年9月14日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。」「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。」

## 2. 保険料率の変更時期

**◀現状・課題▶**

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

**【論点】**

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

## 11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないかと。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇するということしか示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

## 11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については、10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コーポヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

## 11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。

今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。
- 令和5年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。

今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。

今後の議論を統合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということを認識した上で議論していくことが大事である。